

視点・論点

大江・岩波裁判を支援する会が首都圏でも発足

芦澤礼子

六月六日、「大江・岩波裁判を支援し沖縄の真実を広める首都圏の会」結成総会が文京区民センターで開催され、一五〇人が参加しました。

「大江・岩波裁判」は、沖縄戦終結から六〇年後の二〇〇五年八月、「沖縄戦初期に渡嘉敷島と座間味島で起こった『集団自決』は軍の命令ではなかった」として、大阪地方裁判所に提訴されたものです。原告は、当時の座間味島守備隊長・梅澤裕氏と、渡嘉敷島守備隊長・赤松嘉次氏（故人）の弟である赤松秀一氏。被告は岩波書店及び大江健三郎氏。請求理由は、岩波書店が出版した『太平洋戦争』（家永三郎著）『沖縄問題二十年』（中野好夫／新崎盛暉著）のうち取り下げ、『沖縄ノート』（大江健三郎著）の中で赤松・梅澤両氏が「住民に自決命令を出していないのに」出したように書かれ、著しく名誉を毀損されたこと。よって原告は被告に「これらの出版物の出版・販売・頒布をやめる。全国紙に謝罪広告を出す。原告に慰謝料を支払うこと」を求めています。

出版後三〇年以上も過ぎているのに、なぜ唐突に訴訟を起されたのか。発端は「自由主義史観研究会」が二〇〇五年四月に始めた「沖縄プロジェクト」でした。「住民は革命のためではなく、お国のために、自発的に死んだ」という主張をきっかけ、日本軍による『沖縄戦集団自決強要』は事実ではない、ことを明らかにして「軍の名誉を回復する」のが、その目的です。『集団自決強要』の記述を教科書から削除する「ことは、当初からの目標でした。赤松・梅澤両氏については、直接命令は下していない」とする記述の載った本もあり、二人はいわば格好の素材でした。

昨年六月、被告を支える「大江健三郎・岩波書店沖縄裁判支援連絡会」が大坂で発足しました。そして一年経って「首都圏の会」が発足しましたが、きっかけは今年三月末、文部科学省の教科書検定で高校の歴史教科書に対して「沖縄戦の『集団自決』の記述から、日本軍の命令を削除せよ」という検定意見が出たことです。文科省は検定意見を出した理由の一つとして「沖縄戦集団

自決冤罪訴訟」を挙げています。「冤罪訴訟」とは原告側の呼び方です。判決も出ていない裁判の、しかも原告の主張だけを参考にするなど、どう考えてもおかしなことです。

沖縄では「軍が死を強要したのが『集団自決』の実態」と体験者が怒りの声をあげ、その怒りは全県に広がりました。そして四月一日に東京でも緊急集會が行われ、「歴史の歪曲を許さない」という意志のもとに「大江・岩波裁判を支援し沖縄の真実を広める首都圏の会」が発足したのです。

総会では、岩波書店「世界」編集長の岡本厚さんが裁判について報告し、「教科書検定で訴訟の意味が大きく転換した」と述べました。今まで証言しなかった体験者が「証言してもいい」と言い始めるなど、事態は大きく動いています。記念講演は沖縄国際大学教授・石原昌家さん。「第三次家永教科書訴訟」（沖縄戦での日本軍による住民虐殺の記述に対する文部省検定意見に抗議）などを例にとりながら、『集団自決』という言葉は軍民一体の戦闘・殉国死を意味し、靖国思想を表象する言葉である」として、安倍政権が狙う「軍民一体意識の形成」に警鐘を鳴らしました。

沖縄では六月九日に「沖縄戦の歴史歪曲を許さない沖縄県民大会」が県民広場で開催され、三五〇〇人が集いました。その決議をもって六月一日には沖縄から抗議団が上京し、文部科学省に申し入れた後、院内集会を開催しました。大阪地裁での次回公判は七月二十七日、そして九月一日には那覇地裁で「出張法廷」が行われ、渡嘉敷島の体験者である金城重明さんが証言する予定です。

「首都圏の会」も連続講座を開催するなど活発に動いています。今後の活動については、会のブログを「参照ください」。

HYPERLINK "<http://okinawasen.blogspot.com/>" "<http://okinawasen.blogspot.com/>"
(芦澤礼子／大江・岩波裁判を支援し沖縄の真実を広める首都圏の会)